

重度後遺症を伴う交通事故裁判について

● 加害者側の主張

- 刑事罰は避けたい
- 余命は「10年」という
- 被害者が死ぬのを待つ
- 「医師」の意見書
- 介護費用の算出根拠を示さない
- 個室料など単に値切る
- 福祉制度や、ナスバの介護料も相殺する
- ……など

● 被害者側の闘い方

- 看護・介護記録をつける
- 今後行いたい介護提示
- 患者を回復させることこそが、大事である
- 実際に人を雇う
- 出張尋問
- 文献を調べ上げる
- 15分程度の介護ビデオ
- 成年後見費用など細かい積み上げ…など

地域で……(1)医療と福祉

- 医療

- 再生医療などは日進月歩であること
- 訪問診療、訪問リハ、入院できる後方病院など
- 優れた訪問看護があれば、大部分は在宅が可能
- 患者・家族とともに歩む医療職の人々

- 福祉

- 医療的ケアが介護職に緩和されること
- 身体介護、重度訪問介護の時間数の確保
- 介護報酬のアップ、事業所の質の向上

地域で……(2)親亡き後の問題

- 他の障害家族と同じであり、協働すること
- 縦割りを超えた仕組みの模索
 - － 障害種別や介護保険該当者との垣根をなくす
 - － 法外施設、小規模多機能施設、富山モデル
- ケアホーム
 - － 家族的な雰囲気と人数で(4～5人程度)
 - － そのためのリバーズモーゲージ
- 介護の「感動」
 - － 重度障害者の支援や介護って楽しい？
 - － 介護者の「こころ」を支える……彼岸にあるもの